

8 福薬業発第 2 3 1 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る通知について（その 6）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和 8 年 8 月 18 日付け 8 福薬業発第 221 号にてお知らせしたところですが、日本薬剤師会より下記の通知が追加でありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震により被災された方々への医療情報および保険料等の取扱いについて、ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

〔別添 1〕日薬業発第 229 号

令和 8 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

〔別添 2〕日薬業発第 230 号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特措法に基づき特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について

〔別添 3〕日薬業発第 231 号

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 4）

以 上

日 薬 業 発 第 229 号

令 和 8 年 8 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 渡邊 大記

令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

平素より本会会務の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和8年7月29日付け日薬業発第176号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療課より、令和8年8月18日付けで、同取扱いに関する事務連絡が示されました。

今回の事務連絡では、令和8年8月に提出が求められているベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書及び賃金改善中間報告書について、令和8年熊本地震の被災に伴い、被災地の保険医療機関等又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関等、若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関等において、提出が困難な場合は、可能なタイミングでの提出で差し支えないことが示されています。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（令和8年8月18日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震の被災に伴う
保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震の被災に伴う
保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

今般、令和 8 年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて、当面、別添
のとおり取り扱うこととしたのでご了知いただくとともに、関係団体への周知を
図るようお願いしたい。

問1 「令和8年熊本地震におけるオンライン診療を実施するための研修受講の取扱いについて」（厚生労働省医政局医事課・総務課令和8年7月28日事務連絡）において、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙）において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされているところであるが、令和8年熊本地震に対する非常時の対応として、患者又は医療機関等が被災したことにより通常の診療が困難な場合であって、被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）の医療機関に所属する医師又は被災地に派遣されている医師が速やかにオンライン診療を提供する必要がある場合には、当該研修を受講していない医師であっても、オンライン診療を実施しても差し支えないこととする。」とされているが、この場合に保険診療を実施する際の取扱い如何。

（答）当面の間、情報通信機器を用いた初診、再診料及び外来診療料を算定できるものとする。また、この場合においては、情報通信機器を用いた診療の届出の手続きは、適切な時期に、当該医師が研修を受講した上で、事後的に行うこととして差し支えない。

ただし、避難所や救護所等で行われるもの等、災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求するものであるため、保険診療として取り扱うことはできないことに留意すること。

問2 被災地（災害が実際に発生した地域又は特別警報が発出された地域をいう。以下同じ。）の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、急性期病院一般入院基本料等を算定する病棟に入院している患者を他の保険医療機関に転院させた場合、当該患者は施設基準における自宅等に退院する患者の割合の計算に含めないこととして差し支えないか。

（答）差し支えない。

問3 「A311」精神科救急急性期医療入院料の算定対象となる患者の要件として、「当該病棟に入院する前3か月において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（略）したことがない患者のうち、入院基本料の入院期間の起算日の取扱いにおいて、当該病院への入院日が入院基本料の起算日に当たる患者」とあるが、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該入院料を算定する病棟に入院している患者を他の保険医療機関に転院させた後、当該被災地の保険医療機関が診療可能になり、当該患者が再度当該被災地の保険医療機関に転院してきた場合、当該被災地の保険医療機関においては、当該患者に対して当該入院料を算定可能か。

（答）可能。この場合、入院日数については、当該患者を他の保険医療機関に転院させる前に当該入院料を算定していた日数と通算する。

問4 「A311」精神科救急急性期医療入院料の施設基準において、「1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規患者の延べ入院日数であること。」「当該病棟の年間の新規患者のうち6割以上が、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において3点以上のものであること。」とあるが、問3の場合、当該患者は、当該施設基準における新規患者に係る計算に含めないこととして差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問5 令和8年8月に提出が求められているベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書及び賃金改善中間報告書の提出が困難な場合における、具体的な取扱い如何。

(答) 令和8年熊本地震の被災に伴い、被災地の保険医療機関等又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関等若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関等において、ベースアップ評価料に係る賃金改善実績報告書及び賃金改善中間報告書の提出が困難な場合は、可能なタイミングでの提出で差し支えない。

日 薬 業 発 第 230 号
令 和 8 年 8 月 19 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し
当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局長ほかより別添のとおり通知及び連絡がありました
たのでお知らせいたします。

令和8年熊本地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、行政上の権
利利益の回復又は保全のための期間の満了日が令和9年1月27日まで延長され、こ
れに伴う法令の運用について示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会
会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

(薬事関連)

1. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法
律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件等につい
て（令和8年8月17日付け、厚生労働省医薬局長）

(公費負担医療)

2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法
律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について
（令和8年8月17日付け、同省健康・生活衛生局長ほか）

(保険指定)

3. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に
関し当該延長後の満了日を令和9年1月27日とする措置を指定する件」におけ
る保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて（令和8年8月18日付け、同省保
険局医療課）

別添1

医 薬 発 0817 第 9 号
令 和 8 年 8 月 17 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件等について

標記について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件等について（令和8年8月17日付け医薬発0817第7号）」をもって別添写しのとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長及び地方厚生局長宛通知いたしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。

医薬発0817第7号

令和8年8月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生局長〕
殿

厚生労働省医薬局長

(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利
利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月
二十七日とする措置を指定する件等について

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）が、別添1－1及び別添
1－2のとおり、本年8月7日付けで公布され、同日から施行されたことにより、
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
（平成8年法律第85号。以下「法」という。）の規定の一部が、令和8年熊本地
震による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に令和8年熊本地震による災害
が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための
期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任
の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別
措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係
る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を
指定する件（令和8年厚生労働省告示第324号。以下「告示」という。）が、別
添2－1のとおり、本日付けで告示され、同日から適用されました。

本告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1
項の規定に基づく薬局の開設の許可等に関し、令和8年熊本地震に際し災害救
助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（注）の区域内に薬局を有

する者等について、当該許可等の有効期間等を延長し、その満了日を令和9年1月27日とするものです。

(注) 災害救助法が適用された市町村の一覧は下記の内閣府ホームページに掲載されています。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これらに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等につきましては、別添2-2のとおりです。

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和8年熊本地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができます（法第3条第3項）。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

1 法令に基づき令和8年7月28日から同年11月26日までの間に履行期限が到来する義務が令和8年熊本地震による災害の影響により履行されなかった場合において、当該義務が令和8年11月27日までに履行されたときは、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）を問われません（法第4条第2項）。

2 薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりです。

(1) 医薬品医療機器等法関係

- 薬局開設者による薬局に関する情報の報告（第8条の2）
- 薬局の休廃止等の届出（第10条）
- 医薬品、医療機器等の承認後の定期適合性調査（第14条第6項、第

23 条の 2 の 5 第 6 項、第 23 条の 2 の 23 第 4 項、第 23 条の 25 第 6 項及び第 80 条第 1 項から第 3 項まで)

- 新医薬品、新医療機器等の再審査(第 14 条の 4 第 1 項、附則第 13 条、第 23 条の 29 第 1 項)
- 医療機器等の使用成績評価 (第 23 条の 2 の 9 第 1 項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出事項変更の届出 (第 14 条の 9 第 2 項、第 23 条の 2 の 12 第 2 項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による事業の休廃止等の届出 (第 19 条第 1 項、第 23 条の 2 の 16 第 1 項、第 23 条の 36 第 1 項)
- 医薬品、医療機器等の製造業者又は外国製造業者による製造所の休廃止等の届出 (第 19 条第 2 項、第 23 条の 2 の 16 第 2 項、第 23 条の 36 第 2 項)
- 外国特例承認取得者等の製造販売業者に関する変更の届出 (第 19 条の 3、第 23 条の 2 の 18、第 23 条の 3 第 2 項、第 23 条の 38)
- 指定高度管理医療機器等の登録認証機関の業務の休廃止の届出 (第 23 条の 15 第 1 項)
- 医薬品の販売業の休廃止等の届出 (第 38 条において準用する第 10 条)
- 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の休廃止等の届出 (第 40 条第 1 項で準用する第 10 条第 1 項)
- 管理医療機器販売業及び貸与業の休廃止等の届出 (第 40 条第 2 項で準用する第 10 条第 1 項)
- 再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出 (第 40 条の 7 第 1 項で準用する第 10 条第 1 項)
- 医療機器修理業の休廃止等の届出 (第 40 条の 3 で準用する第 23 条の 2 の 16 第 2 項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による注意事項等情報の届出及び公表 (第 68 条の 2 の 3 第 1 項)
- 特定医療機器に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出 (第 68 条の 5 第 4 項)
- 再生医療等製品に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出 (第 68 条の 7 第 6 項)
- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者による副作用等の報告 (第 68 条の 10 第 1 項)
- 再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例再生医療等製品承認取

- 得者による感染症定期報告（第 68 条の 14 第 1 項）
- 生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 22 第 6 項）
 - 生物由来製品の製造販売業者、外国特例医薬品等承認取得者又は外国特例医療機器等承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 24 第 1 項）
 - 外国特例承認取得者に関する変更の届出（施行令第 34 条第 1 項、第 37 条の 38 第 1 項、第 43 条の 45 第 1 項）
 - 医薬品、医療機器等の軽微変更の届出（第 14 条第 14 項、第 23 条の 2 の 5 第 16 項、第 23 条の 25 第 12 項）
 - 新医薬品等に係る調査の結果の報告（第 14 条の 4 第 7 項）
 - 医療機器等の使用成績調査（第 23 条の 2 の 9 第 6 項、第 23 条の 2 の 10 第 2 項）
 - 新再生医療等製品等の使用成績調査（第 23 条の 29 第 6 項、第 23 条の 30 第 2 項前段）
 - 条件付承認を受けた医薬品、医療機器等についての資料の提出（第 14 条の 2 の 2 第 2 項、第 23 条の 2 の 5）
 - 緊急承認を受けた医薬品、医療機器等について改めて行う申請（第 14 条の 2 の 2 の 2 第 5 項、第 23 条の 2 の 6 の 2 第 5 項、第 23 条の 26 の 2 第 2 項）
 - 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用成績調査（第 23 条の 26 第 3 項）
 - 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品について改めて行う申請（第 23 条の 26 第 5 項）
 - 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（第 80 条の 8 第 2 項）
 - 指定高度管理医療機器等の軽微変更の届出（第 23 条の 2 の 23 第 8 項）
 - 医薬品、医療機器等の治験中の副作用等報告（第 80 条の 2 第 6 項）
 - 機械器具等の治験に関する不具合情報等の報告（施行規則第 274 条の 2 第 1 項）
 - 加工細胞等の治験に関する不具合情報等の報告（施行規則第 275 条の 3 第 1 項）
 - 放射性物質の盗取等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 1 項）
 - 放射性物質による汚染の除去等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 2 項）

- (2) 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）関係
- 薬剤師名簿の訂正（施行令第 5 条第 1 項）
 - 薬剤師名簿の登録の消除（施行令第 6 条第 2 項）
- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係
- 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（第 7 条第 3 項前段）
 - 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（第 7 条第 3 項後段）
 - 毒物劇物営業者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 1 項）
 - 特定毒物研究者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 2 項）
 - 登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
 - 死亡又は消滅の際の登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項）
 - 登録失効時等の特定毒物の授受及び所持に関する特例措置（第 21 条第 2 項及び第 3 項）
 - 死亡又は消滅の際の特定毒物の授受及び所持に関する特例措置（第 21 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項及び第 3 項）
 - 業務上取扱者の届出（第 22 条第 1 項）
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係
- 麻薬取扱者の業務廃止等の届出（第 7 条第 1 項から第 3 項まで）
 - 麻薬取扱者の免許証の返納（第 8 条）
 - 麻薬取扱者の免許証の記載事項変更の届出（第 9 条第 1 項）
 - 麻薬取扱者の免許証の再交付の申請（第 10 条第 1 項）
 - 亡失した麻薬取扱者の免許証を発見した場合の返納（第 10 条第 2 項）
 - 調剤済麻薬の廃棄の届出（第 35 条第 2 項）
 - 麻薬営業者等の免許失効時等の所有麻薬の品名及び数量の届出（第 36 条第 1 項）
 - 麻薬営業者等の免許失効後等の麻薬の譲渡の届出（第 36 条第 3 項）
 - 死亡又は解散により麻薬営業者等の免許が失効した場合の相続人等の届出（第 36 条第 4 項において準用する第 36 条第 1 項及び第 3 項）
 - 麻薬卸売業者による麻薬の品名及び数量の届出（第 46 条）
 - 麻薬小売業者による麻薬の品名及び数量の届出（第 47 条）
 - 麻薬管理者による麻薬の品名及び数量の届出（第 48 条）
 - 麻薬研究者による麻薬の品名及び数量の届出（第 49 条）
 - 向精神薬営業者の業務廃止等の届出（第 50 条の 4 において準用する

第7条第1項及び第3項)

- 向精神薬営業者の免許証の返納（第50条の4において準用する第8条）
- 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出（第50条の4において準用する第9条第1項）
- 向精神薬営業者の免許証の再交付の申請（第50条の4において準用する第10条第1項）
- 亡失した向精神薬営業者の免許証を発見した場合の返納（第50条の4において準用する第10条第2項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の研究廃止等の届出（第50条の7において準用する第7条第1項及び第3項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納（第50条の7において準用する第8条）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更届出（第50条の7において準用する第9条第1項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請（第50条の7において準用する第10条第1項）
- 亡失した向精神薬試験研究施設設置者の登録証を発見した場合の返納届出（第50条の7において準用する第10条第2項）
- 第1種向精神薬の輸出許可証明書の提出（第50条の9第3項において準用する第15条）
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出（第50条の9第4項において準用する第15条）
- 第1種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条の9第3項において準用する第16条）
- 第2種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条の9第4項において準用する第16条）
- 第3種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条の9第5項において準用する第16条）
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出（第50条の10）
- 第1種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の12第3項において準用する第19条）
- 第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の12第4項において準用する第19条）
- 第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第50条の12第5項において準用する第19条）

- 特定第 2 種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第 50 条の 13 第 2 項において準用する第 19 条）
 - 特定第 3 種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第 50 条の 13 第 3 項において準用する第 19 条）
 - 特定向精神薬を輸出しなかった場合の特別輸入許可書の返納（第 50 条の 13 第 7 項）
 - 向精神薬営業者の向精神薬取扱責任者設置の届出（第 50 条の 20 第 4 項）
 - 向精神薬輸入業者等による向精神薬の品名及び数量等の届出（第 50 条の 24 第 1 項）
 - 向精神薬試験研究施設設置者による向精神薬の品名及び数量等の届出（第 50 条の 24 第 2 項）
 - 麻薬等原料輸入業者等の業務廃止等の届出（第 50 条の 28 第 1 項及び第 2 項）
- (5) 大麻草栽培規制法（昭和 23 年法律第 124 号）関係
- 第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更届出（第 6 条第 3 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付の申請（第 7 条第 3 項）
 - 亡失した第一種大麻草採取栽培者の免許証を発見した場合の返納（第 7 条第 4 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者の免許の有効期間が満了した場合又は取り消された場合の免許証返納（第 7 条第 5 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者による報告（第 9 条）
 - 第一種大麻草採取栽培者による大麻の廃棄の届出（第 12 条）
 - 第一種大麻草採取栽培者による大麻等の事故の届出（第 12 条の 2 第 1 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者が許可を得た大麻草の加工の報告（第 12 条の 4 第 3 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者の免許の取消の届出（第 12 条の 7 第 1 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者の死亡又は解散による相続人等の届出（第 12 条の 7 第 3 項）
 - 第一種大麻草採取栽培者の免許期間満了等による大麻等の譲渡の届出（第 12 条の 8 第 3 項）
 - 発芽不能未処理種子の輸入許可を得た者による当該種子が発芽しないようにする処理（第 19 条第 2 項）

(6) 覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）関係

- 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の業務の廃止等の届出（第 9 条第 1 項から第 4 項まで）
- 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の返納及び提出（第 10 条第 1 項及び第 2 項）
- 亡失した覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証を発見した場合の返納（第 11 条第 2 項）
- 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の氏名又は住所等の変更の届出（第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定失効時の覚醒剤の品名及び数量の報告（第 24 条第 1 項）
- 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定失効後の覚醒剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定失効時の覚醒剤の品名及び数量の報告並びに指定失効後の覚醒剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 4 項）
- 覚醒剤施用機関の管理者又は覚醒剤研究者の報告（第 30 条）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の業務の廃止等の届出（第 30 条の 4 第 1 項及び第 2 項）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の返納（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 1 項）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の提出（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 2 項）
- 亡失した覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証を発見した場合の返納（第 30 条の 5 において準用する第 11 条第 2 項）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の氏名又は住所等の変更の届出（第 30 条の 5 において準用する第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定失効時等の覚醒剤原料の品名及び数量の報告（第 30 条の 15 第 1 項）
- 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定失効後等の覚醒剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定失効時等の覚醒剤原料の品名及び数量の報告並びに指定失効後等の覚醒剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 4 項において準用する第 24 条第 4 項）

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（概要）

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和八年熊本地震による災害においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、非常災害対策本部を設置し対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条）
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条）
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条）
 - ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例（法第6条）
 - ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条）

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。
(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
法務大臣 平口 洋

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正

平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
同	一一年	二月二日	同	第一六〇号
同	一四年	七月二日	同	第八五号
同	一六年	六月二日	同	第六七号
同	一六年	六月二日	同	第七六号
同	一六年	六月一八日	同	第一一一号
同	一六年	六月一八日	同	第一一二号
同	一八年	六月二日	同	第五〇号
同	一八年	六月二日	同	第九二号
同	二〇年	五月二三日	同	第四〇号
同	二三年	六月二四日	同	第七四号
同	二五年	六月二一日	同	第五四号
同	三〇年	六月二七日	同	第六七号
令和	三年	五月一九日	同	第三六号
同	四年	五月二〇日	同	第四四号
同	八年	六月二四日	同	第四六号
同	八年	七月一七日	同	第六二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び景観法（平成十六年法律第一百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・平三〇法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と

認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項若しくは第五十八条第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第七条第三項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項、デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。))の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長

(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

11 / 10

は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について

の免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。た

だし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間

（この期間が同項ただし書の規定によつて伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている急急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（平一六法一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、
令四法四四・旧第九条繰上）

附 則 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 （平成九年五月九日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成九年十一月八日）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄
（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされて

いないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施

行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七 year 政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律) ㄨ／—○

改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)平成一六年一月一七日

(規定する日)平成一七年六月一日

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律 (平成一八法律五〇) 抄
(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律) ㄮ／—○

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二〇年十二月一日

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行)

附 則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等

の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有

するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年五月二〇日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三一日から施行）

行）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の

延長は、それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

附 則 （令和八年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和八年七月一七日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律） ㄥ／〇

各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、

政令で定める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

— ○ —
— ○ —

○厚生労働省告示第三百二十四号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。
令和八年八月十七日
厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	児童慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に係るものに限る。）	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者又は販売業者の登録（特定被災区域内に在る製造業者若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所若しくは研究所に係るものに限る。）	覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料採取業者若しくは覚醒剤原料研究者若しくは覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料製造所又は研究所に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製薬業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者若しくは麻薬研究者の免許（特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六条の二第二項の規定に基づく地域連携薬局の認定（特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定（特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）
特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは病院若しくは診療所を有する者	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品品の製造所に係る登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三の二第二項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内に業務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者

	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十 九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地を有する者
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第二項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）」
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六号第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サールス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十三号第一項本文の規定に基づく指定介護予防サールの指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サールサービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四号の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サールサービスの指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八号第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業の交付（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第九十四号第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百零七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百零七号第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第十四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第十五号の葬祭料の給付又は同法第二十号は遺族一時金若しくは同項第五号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」という。第五十一条の五第三項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者	障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住地を有する者
特定インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三十一条の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八十一条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づき追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

令和 8 年熊本地震による災害の被害者の方々の特定権利利益の保全等について

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項に基づく

厚生労働省告示第 324 号 (令和 8 年 8 月 17 日告示))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項に基づき、令和 8 年熊本地震による災害の被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を令和 9 年 1 月 27 日まで延長することとする告示を制定しました。
- 対象となる特定権利利益（令和 8 年熊本地震による災害の被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、災害発生日（令和 8 年 7 月 28 日）以降に期限の到来するもの）のうち、薬事に関する法令に基づくもの及びその概要は、下記一覧表のとおりですので、お知らせいたします。

2 一覧表

(※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域を指します。)

番号	対象となる特定権利利益	概要
1	第一種大麻草採取栽培者の免許期間の延長	令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に免許期間が満了する第一種大麻草採取栽培者の免許について、特定被災区域内に栽培地を有する者については、その期間を延長する。
2	毒物劇物営業の登録期間の延長	令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者については、その期間を延長する。

3	覚醒剤製造業者等の指定期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究者の指定について、特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所を有する者については、その期間を延長する。
4	覚醒剤原料輸入業者等の指定期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料取扱者若しくは覚醒剤原料研究者の指定について、特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者については、その期間を延長する。
5	麻薬輸入業者等の免許期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する麻薬輸入業者、麻薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に麻薬業務所を有する者については、その期間を延長する。
6	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その期間を延長する。
7	薬局開設許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その期間を延長する。
8	地域連携薬局の認定期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する地域連携薬局の認定について、特定被災区域内に地域連携薬局を有する者については、その期間を延長する。
9	専門医療機関連携薬局の認定期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する専門医療機関連携薬局の認定について、特定被災区域内に専門医療機関連携薬

		局を有する者については、その期間を延長する。
10	医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その期間を延長する。
11	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その期間を延長する。
12	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録について、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者については、その期間を延長する。
13	保管のみを行う製造所に係る登録期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医薬品等の製造所（外国製造業者の製造所を含む。）に係る登録について、特定被災区域内に製造所を有する者（外国製造業者については、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者）については、その期間を延長する。
14	指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者については、その期間を延長する。
15	医薬品の販売業の許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者（配置販売業については、特定被災区域内において業務を行う者）については、その期

		間を延長する。
16	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。
17	医療機器の修理業の許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その期間を延長する。
18	再生医療等製品の販売業の許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する再生医療等製品の販売業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。
19	副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費並びに遺族年金、葬祭料等の支給の請求期限の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費並びに遺族年金、葬祭料等の支給の請求期限が到来する場合について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その期限を延長する。
20	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者の追加給付金の請求期限の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に追加給付金の請求期限が到来する場合について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その期限を延長する。
21	麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可期間の延長	令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に有効期間が満了する麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可について、特定被災区域内に麻薬業務所を有する者については、その期限を延長する。

別添2

健生発0817第3号
感発0817第1号
令和8年8月17日

(別記宛先) 御中

厚生労働省
健康・生活衛生局長
感染症対策部長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件につい
て

健康・生活衛生行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御
礼申し上げます。

今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関
する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の
延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する
件（令和8年厚生労働省告示第324号）の告示中、健康・生活衛生行政の関係法
令に係る事項につきまして、本日付けで別添のとおり都道府県等宛て通知いた
しましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても、緊急事態であることに鑑み、御理解、御協力を賜り、
関係者への周知を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

健生発0817第2号
感発0817第1号
令和8年8月17日

各都道府県民生・衛生主管部（局）	御中
各保健所設置市衛生主管部（局）	御中
各特別区衛生主管部（局）	御中
地方厚生（支）局	御中

厚生労働省

健康・生活衛生局長
感染症対策部長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について（施行通知）

今般、令和八年熊本地震による災害が、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号。別添1参照。）により、令和8年8月7日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和9年1月27日とされたことを受け、令和8年8月17日付けで特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和8年厚生労働省告示第324号。以下「告示」という。別添2参照。）が告示された。

この告示中、健康・生活衛生行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、関係者への周知をお願いしたい。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添2のとおりであり、そのうち健康・生活衛生行政に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

【公費負担医療関係】

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）（第6条の2第2項第1号）
- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条の3第3項）

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第1号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号）
- 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号）

(3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第1号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第4号）
- 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第5号）

(4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）関係

- 追加給付金の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第8条第1項）
- 定期検査費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第12条第1項）
- 母子感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第13条第1項）
- 世帯内感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第14条第1項）
- 定期検査手当の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項）

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）関係

- 指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）（第5条第1項）

- 特定医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第7条第1項）

【生活衛生関係】

（1）旅館業法（昭和23年法律第138号）関係

- 旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）（第3条の4第1項）

（2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）関係

- 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第12条の2第1項）

【食品衛生関係】

（1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

- 登録検査機関の登録（特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第25条第1項に規定する検査を行う場所を有する者に限る。）（第31条）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第55条第1項）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであって食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項）

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。
令和八年八月十七日
厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	児童慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に係るものに限る。）	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業若しくは覚醒剤施用機関若しくは病院若しくは診療所研究者又は研究所に係るものに限る。）	覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料採取業者若しくは覚醒剤原料研究者若しくは覚醒剤原料製造業者又は研究所に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬小売業者、麻薬施用業者、麻薬管理業者若しくは麻薬研究者の免許（特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。）	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六条の二第二項の規定に基づく地域連携薬局の認定（特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定（特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	断用医薬品等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）
特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは病院若しくは診療所を有する者	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事業所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造所に係る登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三第二項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二第四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内にその製造業者の主たる事務所在る者	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第二十三条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第九十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付又は同法第二十条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までの当該許可の有効期間が満了する者を除く）	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」といふ。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の五第三一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の支給決定
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住する者を有する者
特定炎症性肺病を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づく同法の遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六十六号）第八條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づき追加給付金定期検査費母子感染防止医療費世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五條第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）基づく営業の許可（改正前前の食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づき食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第二項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十條の六第十六號一號イ(三)の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の修了	特定被災区域内に居住地を有する者

別添3

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて

「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号）が、別添 1 のとおり、令和 8 年 8 月 7 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）の規定の一部が、令和 8 年熊本地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として令和 8 年熊本地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。以下「告示」という。）が別添 2 のとおり、令和 8 年 8 月 17 日付けで告示された。

この告示は令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和 9 年 1 月 27 日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないようお願いしたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

(1) 告示により有効期間等の満了日を延長した権利利益のうち、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定に基づくものは、次のとおりである。

・ 保険医療機関又は保険薬局の指定（特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）

- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和8年熊本地震による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされており、特定被災区域外の保険医療機関又は保険薬局から申出が行われた場合は、本規定に基づいて対応いただきたい（法第3条第3項）。

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定小児慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）第四条第一項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定に基づき、覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所若しくは研究所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所を有する者
覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づき、覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製業者又は覚醒剤原料採取業者若しくは覚醒剤原料研究者若しくは覚醒剤原料製造業者、製造所又は研究所に係るものに限る。）	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づき、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製業者、麻薬製業者、麻薬小売業者、麻薬施用業者、麻薬管理業者若しくは麻薬研究者の免許（特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づき、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬輸出入業者又は向精神薬卸業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬業務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定に基づき、障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づき、在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づき、在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）第四十一条の規定に基づき、薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づき、地域連携薬局の認定（特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づき、専門医療機関連携薬局の認定（特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づき、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
断用医薬品等法第十三条第一項の規定に基づき、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づき、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品の製造所に係る登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づき、医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造所が販在る者
医薬品医療機器等法第十三条の三の二第二項の規定に基づき、医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	特定被災区域内にその製造所が販在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づき、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づき、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づき、医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造所が販在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づき、指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づき、再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づき、再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づき、再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造所が販在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づき、医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定に基づき、医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づき、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づき、医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十 九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付又は同法第二十條第一項の規定に基づく同項第五号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の知事から介護支援専門員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」というのは第五十一条の五第三項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するため給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害者の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく同法第四条第一号の医療費及び治療手当、同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六十六号）第八條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づき追加給付金定期検査費母子感染防止医療費世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである） 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第百四号）第九条の二第二項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第百六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六第十六号イ③の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の修了	特定被災区域内に居住地を有する者 特定被災区域内に居住する者又は特定被災区域から介護支援専門員の登録を受けた当該都道府県が実施する介護保険法の施行規則第三百四十条の八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者

日 薬 業 発 第 231 号
令 和 8 年 8 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて（その 4）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局保険課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱い等につきましては、令和 8 年 8 月 17 日付日薬業発第 216 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、対象となる国民健康保険組合が更新されたとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 4）

（令和 8 年 8 月 19 日付け事務連絡、厚生労働省保険局保険課ほか）

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて（その 4）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び後期高齢者医療主管課(部)並びに都道府県後期高齢者医療広域連合事務局あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

事務連絡
令和8年8月19日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における 一部負担金等の取扱いについて(その4)

令和8年熊本地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和8年8月14日付け事務連絡から、別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和8年熊本地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和8年熊本地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和8年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和8年11月末までの診療、調剤及び訪問看護（取扱いの期間は、今後の状況によって延長する可能性がある。）

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、マイナ保険証又は資格確認書により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、マイナ保険証又は資格確認書を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の2の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）による請求とすること。

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

※追加組合は赤字部分で記載

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

（一部の健康保険組合については免除を行っている場合があります。）

	健康保険組合名	所在地
1	北海道新聞社健康保険組合	北海道
2	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
3	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
4	青森みちのく銀行健康保険組合	青森県
5	フィデア健康保険組合	山形県
6	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
7	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
8	足利銀行健康保険組合	栃木県
9	アキレス健康保険組合	栃木県
10	栃木県農協健康保険組合	栃木県
11	栃木トヨペットグループ健康保険組合	栃木県
12	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
13	群馬銀行健康保険組合	群馬県
14	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
15	東和銀行健康保険組合	群馬県
16	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
17	サンデン健康保険組合	群馬県

18	ベisiaグループ健康保険組合	群馬県
19	新電元工業健康保険組合	埼玉県
20	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
21	埼玉機械工業健康保険組合	埼玉県
22	科学技術健康保険組合	埼玉県
23	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
24	埼玉県金属加工健康保険組合	埼玉県
25	西武健康保険組合	埼玉県
26	オリジン健康保険組合	埼玉県
27	日本無線健康保険組合	埼玉県
28	ヤマサ健康保険組合	千葉県
29	千葉銀行健康保険組合	千葉県
30	千葉県農協健康保険組合	千葉県
31	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
32	京葉ガス健康保険組合	千葉県
33	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
34	オリエンタルランド健康保険組合	千葉県
35	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
36	イオン健康保険組合	千葉県
37	宮地健康保険組合	千葉県
38	富士石油健康保険組合	千葉県
39	三井 E&S 健康保険組合	千葉県
40	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
41	バンテック健康保険組合	千葉県
42	マツキヨココカラ &カンパニー健康保険組合	千葉県
43	JNC 健康保険組合	千葉県
44	伊藤忠連合健康保険組合	東京都

45	三菱自動車健康保険組合	東京都
46	王子製紙健康保険組合	東京都
47	フジクラ健康保険組合	東京都
48	日本電気健康保険組合	東京都
49	明電舎健康保険組合	東京都
50	大日本印刷健康保険組合	東京都
51	東京瓦斯健康保険組合	東京都
52	IHI グループ健康保険組合	東京都
53	東京西南私鉄連合健康保険組合	東京都
54	第一三共グループ健康保険組合	東京都
55	横河電機健康保険組合	東京都
56	東武鉄道健康保険組合	東京都
57	レゾナック健康保険組合	東京都
58	安田日本興亜健康保険組合	東京都
59	三菱健康保険組合	東京都
60	みずほ健康保険組合	東京都
61	朝日生命健康保険組合	東京都
62	明治安田生命健康保険組合	東京都
63	日本銀行健康保険組合	東京都
64	資生堂健康保険組合	東京都
65	富国生命健康保険組合	東京都
66	大和証券グループ健康保険組合	東京都
67	三越伊勢丹健康保険組合	東京都
68	プルデンシャル健康保険組合	東京都
69	沖電気工業健康保険組合	東京都
70	三井住友銀行健康保険組合	東京都
71	日油健康保険組合	東京都

72	三菱ケミカル健康保険組合	東京都
73	オリンパス健康保険組合	東京都
74	日本放送協会健康保険組合	東京都
75	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
76	理研健康保険組合	東京都
77	東京港運健康保険組合	東京都
78	東京証券業健康保険組合	東京都
79	三井住友海上健康保険組合	東京都
80	N X グループ健康保険組合	東京都
81	出版健康保険組合	東京都
82	鉄道弘済会健康保険組合	東京都
83	三菱 UFJ 銀行健康保険組合	東京都
84	東京港健康保険組合	東京都
85	駐留軍要員健康保険組合	東京都
86	日本製紙健康保険組合	東京都
87	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
88	アサヒグループ健康保険組合	東京都
89	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
90	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
91	早稲田大学健康保険組合	東京都
92	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
93	電通健康保険組合	東京都
94	明治大学健康保険組合	東京都
95	東京織物健康保険組合	東京都
96	三菱製紙健康保険組合	東京都
97	キリンビール健康保険組合	東京都
98	東ソー関連健康保険組合	東京都

99	農林中央金庫健康保険組合	東京都
100	海空運健康保険組合	東京都
101	東京紙商健康保険組合	東京都
102	東京都食品健康保険組合	東京都
103	電源開発健康保険組合	東京都
104	全国印刷工業健康保険組合	東京都
105	東京ニットファッション健康保険組合	東京都
106	公庫関係健康保険組合	東京都
107	東京都医業健康保険組合	東京都
108	太平洋セメント健康保険組合	東京都
109	三菱重工健康保険組合	東京都
110	キヤノン健康保険組合	東京都
111	立教学院健康保険組合	東京都
112	法政大学健康保険組合	東京都
113	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
114	酒フーズ健康保険組合	東京都
115	東京医科大学健康保険組合	東京都
116	日本航空健康保険組合	東京都
117	東京金属事業健康保険組合	東京都
118	A D E K A 健康保険組合	東京都
119	東京薬業健康保険組合	東京都
120	日本交通健康保険組合	東京都
121	日本製鉄健康保険組合	東京都
122	日本高速道路健康保険組合	東京都
123	管工業健康保険組合	東京都
124	東京都木材産業健康保険組合	東京都
125	ソニー健康保険組合	東京都

126	自動車振興会健康保険組合	東京都
127	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
128	三菱ＵＦＪ信託銀行健康保険組合	東京都
129	東日本電線工業健康保険組合	東京都
130	中外製薬健康保険組合	東京都
131	日清製粉健康保険組合	東京都
132	ニッポン健康保険組合	東京都
133	電設工業健康保険組合	東京都
134	ａｚｂｉグループ健康保険組合	東京都
135	東京都自動車整備健康保険組合	東京都
136	DIC 健康保険組合	東京都
137	ジャノメ健康保険組合	東京都
138	三井物産健康保険組合	東京都
139	飯野健康保険組合	東京都
140	信越化学健康保険組合	東京都
141	東京アパレル健康保険組合	東京都
142	東京文具販売健康保険組合	東京都
143	野村證券健康保険組合	東京都
144	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
145	日本ゼオン健康保険組合	東京都
146	東京貨物運送健康保険組合	東京都
147	三井化学健康保険組合	東京都
148	博報堂健康保険組合	東京都
149	東京都家具健康保険組合	東京都
150	全国硝子業健康保険組合	東京都
151	石油製品販売健康保険組合	東京都
152	東京化粧品健康保険組合	東京都

153	ジブラルタ健康保険組合	東京都
154	澁澤健康保険組合	東京都
155	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
156	横浜ゴム健康保険組合	東京都
157	カーリット健康保険組合	東京都
158	東海カーボン健康保険組合	東京都
159	倉庫業健康保険組合	東京都
160	全日本空輸健康保険組合	東京都
161	三井住友トラストグループ健康保険組合	東京都
162	大沢健康保険組合	東京都
163	全国労働金庫健康保険組合	東京都
164	パッケージ工業健康保険組合	東京都
165	日本製鋼所健康保険組合	東京都
166	太平電業健康保険組合	東京都
167	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
168	東京都電機健康保険組合	東京都
169	大日精化健康保険組合	東京都
170	日本合板健康保険組合	東京都
171	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
172	H0YA 健康保険組合	東京都
173	タムラ製作所健康保険組合	東京都
174	機缶健康保険組合	東京都
175	東京都ニット健康保険組合	東京都
176	東京都報道事業健康保険組合	東京都
177	でんきテクノロジー健康保険組合	東京都
178	ミライト・ワン健康保険組合	東京都
179	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都

180	関東百貨店健康保険組合	東京都
181	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
182	NOK 健康保険組合	東京都
183	商船三井健康保険組合	東京都
184	ルックグループ健康保険組合	東京都
185	佐藤工業健康保険組合	東京都
186	東京都鉄二健康保険組合	東京都
187	日本電気計器検定所健康保険組合	東京都
188	東日本プラスチック健康保険組合	東京都
189	東京機器健康保険組合	東京都
190	計機健康保険組合	東京都
191	全国設計事務所健康保険組合	東京都
192	東京広告業健康保険組合	東京都
193	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
194	スタンレー電気健康保険組合	東京都
195	外国運輸金融健康保険組合	東京都
196	ALSOK 健康保険組合	東京都
197	ドッドウェル健康保険組合	東京都
198	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
199	ヤクルト健康保険組合	東京都
200	BIPROGY 健康保険組合	東京都
201	東部ゴム健康保険組合	東京都
202	MBK 連合健康保険組合	東京都
203	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
204	コーセー健康保険組合	東京都
205	日本金型工業健康保険組合	東京都
206	内田洋行健康保険組合	東京都

207	SBI 新生銀行健康保険組合	東京都
208	日本道路健康保険組合	東京都
209	科研製薬健康保険組合	東京都
210	国会議員秘書健康保険組合	東京都
211	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
212	荏原健康保険組合	東京都
213	通信機器産業健康保険組合	東京都
214	産業機械健康保険組合	東京都
215	GWA 健康保険組合	東京都
216	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
217	測量地質健康保険組合	東京都
218	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
219	デパート健康保険組合	東京都
220	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合	東京都
221	持田製薬健康保険組合	東京都
222	小松製作所健康保険組合	東京都
223	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
224	小田急グループ健康保険組合	東京都
225	リクルート健康保険組合	東京都
226	ジャックス健康保険組合	東京都
227	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
228	SCSK 健康保険組合	東京都
229	日本旅行健康保険組合	東京都
230	大塚商会健康保険組合	東京都
231	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
232	やまと健康保険組合	東京都
233	ユニマット健康保険組合	東京都

234	船場健康保険組合	東京都
235	アダストリア健康保険組合	東京都
236	東京不動産業健康保険組合	東京都
237	全国商品取引業健康保険組合	東京都
238	関東ＩＴソフトウェア健康保険組合	東京都
239	川崎汽船健康保険組合	東京都
240	ＴＣＳグループ健康保険組合	東京都
241	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
242	日立健康保険組合	東京都
243	太陽生命健康保険組合	東京都
244	民間放送健康保険組合	東京都
245	シーイーシー健康保険組合	東京都
246	すかいらーくグループ健康保険組合	東京都
247	観光産業健康保険組合	東京都
248	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
249	三陽商会健康保険組合	東京都
250	アコム健康保険組合	東京都
251	SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合	東京都
252	大東建託健康保険組合	東京都
253	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
254	きらぼし銀行健康保険組合	東京都
255	KDDI 健康保険組合	東京都
256	日本事務器健康保険組合	東京都
257	N T T 健康保険組合	東京都
258	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
259	ジェイティ健康保険組合	東京都
260	メイテック健康保険組合	東京都

261	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
262	国際・政策銀健康保険組合	東京都
263	山崎製パン健康保険組合	東京都
264	J F E 健康保険組合	東京都
265	ローソン健康保険組合	東京都
266	双日健康保険組合	東京都
267	丸紅健康保険組合	東京都
268	不動テトラ健康保険組合	東京都
269	マルハン健康保険組合	東京都
270	保土谷化学健康保険組合	東京都
271	味の素健康保険組合	東京都
272	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
273	日本年金機構健康保険組合	東京都
274	アボット健康保険組合	東京都
275	日本コロムビア健康保険組合	東京都
276	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
277	日鉄物産健康保険組合	東京都
278	DM 三井製糖グループ健康保険組合	東京都
279	S U M I グループ健康保険組合	東京都
280	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都
281	G L V 健康保険組合	東京都
282	日本赤十字社健康保険組合	東京都
283	PHC 健康保険組合	東京都
284	アマゾンジャパン健康保険組合	東京都
285	ラディックスグループ健康保険組合	東京都
286	フィリップス・ジャパン健康保険組合	東京都
287	がん研究会健康保険組合	東京都

288	出光興産健康保険組合	東京都
289	ボッシュホームコンフォートジャパン健康保険組合	東京都
290	ベイカレント健康保険組合	東京都
291	メトロニック健康保険組合	東京都
292	JERA 健康保険組合	東京都
293	日清食品グループ健康保険組合	東京都
294	国立健康危機管理研究機構健康保険組合	東京都
295	M 3 健康保険組合	東京都
296	日産自動車健康保険組合	神奈川県
297	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
298	富士通健康保険組合	神奈川県
299	SWCC 健康保険組合	神奈川県
300	横浜銀行健康保険組合	神奈川県
301	横浜港運健康保険組合	神奈川県
302	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
303	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
304	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
305	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
306	日新健康保険組合	神奈川県
307	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
308	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
309	アマダ健康保険組合	神奈川県
310	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
311	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
312	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
313	河西工業健康保険組合	神奈川県
314	首都圏デジタル産業健康保険組合	神奈川県

315	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
316	いすゞ自動車健康保険組合	神奈川県
317	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
318	サクサ健康保険組合	神奈川県
319	ユニプレス健康保険組合	神奈川県
320	ENEOS グループ健康保険組合	神奈川県
321	労働者健康安全機構健康保険組合	神奈川県
322	オカムラグループ健康保険組合	神奈川県
323	JVC ケンウッド健康保険組合	神奈川県
324	コロナ健康保険組合	新潟県
325	YKK健康保険組合	富山県
326	TIS インテックグループ健康保険組合	富山県
327	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
328	北陸情報産業健康保険組合	石川県
329	福井銀行健康保険組合	福井県
330	福井県自動車販売整備健康保険組合	福井県
331	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
332	長野県機械金属健康保険組合	長野県
333	KOA 健康保険組合	長野県
334	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
335	キッセイ健康保険組合	長野県
336	イビデン健康保険組合	岐阜県
337	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
338	岐阜県プラスチック事業健康保険組合	岐阜県
339	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
340	ヤマハ健康保険組合	静岡県
341	スズキ健康保険組合	静岡県

342	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
343	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合	静岡県
344	矢崎健康保険組合	静岡県
345	河合楽器健康保険組合	静岡県
346	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
347	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
348	報徳同栄健康保険組合	静岡県
349	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
350	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
351	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
352	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
353	製紙工業健康保険組合	静岡県
354	静岡新聞放送健康保険組合	静岡県
355	聖隷健康保険組合	静岡県
356	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
357	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
358	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
359	オークマ健康保険組合	愛知県
360	ナオリ健康保険組合	愛知県
361	興和健康保険組合	愛知県
362	UACJ 健康保険組合	愛知県
363	ブラザー健康保険組合	愛知県
364	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
365	アイシン健康保険組合	愛知県
366	中部電力健康保険組合	愛知県
367	豊島健康保険組合	愛知県
368	名古屋薬業健康保険組合	愛知県

369	名古屋木材健康保険組合	愛知県
370	豊田合成健康保険組合	愛知県
371	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
372	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
373	フジパングループ健康保険組合	愛知県
374	豊田通商健康保険組合	愛知県
375	愛三工業健康保険組合	愛知県
376	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
377	愛鉄連健康保険組合	愛知県
378	スズケン健康保険組合	愛知県
379	マキタ健康保険組合	愛知県
380	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
381	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
382	リゾートトラスト健康保険組合	愛知県
383	百五銀行健康保険組合	三重県
384	東レ健康保険組合	滋賀県
385	島津製作所健康保険組合	京都府
386	京都銀行健康保険組合	京都府
387	宝グループ健康保険組合	京都府
388	京都自動車健康保険組合	京都府
389	オムロン健康保険組合	京都府
390	京都信用金庫健康保険組合	京都府
391	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
392	京都府農協健康保険組合	京都府
393	S Gホールディングスグループ健康保険組合	京都府
394	堀場製作所健康保険組合	京都府
395	椿本チエイン健康保険組合	京都府

396	クラシエ健康保険組合	大阪府
397	東洋アルミニウム健康保険組合	大阪府
398	パナソニック健康保険組合	大阪府
399	大阪港湾健康保険組合	大阪府
400	住友生命健康保険組合	大阪府
401	住友商事健康保険組合	大阪府
402	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
403	東淀川健康保険組合	大阪府
404	りそな健康保険組合	大阪府
405	カネカ健康保険組合	大阪府
406	関西電力健康保険組合	大阪府
407	サンヨー連合健康保険組合	大阪府
408	大阪読売健康保険組合	大阪府
409	ダイハツ健康保険組合	大阪府
410	大阪織物商健康保険組合	大阪府
411	ヤンマー健康保険組合	大阪府
412	電線工業健康保険組合	大阪府
413	大阪紙商健康保険組合	大阪府
414	シャープ健康保険組合	大阪府
415	セキスイ健康保険組合	大阪府
416	大阪府信用金庫健康保険組合	大阪府
417	サントリー健康保険組合	大阪府
418	大阪薬業健康保険組合	大阪府
419	日本触媒健康保険組合	大阪府
420	大阪自転車健康保険組合	大阪府
421	カナデビア健康保険組合	大阪府
422	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府

423	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
424	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
425	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
426	永大産業健康保険組合	大阪府
427	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
428	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
429	大阪府木材健康保険組合	大阪府
430	大阪府石油健康保険組合	大阪府
431	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
432	バルカー健康保険組合	大阪府
433	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
434	大阪菓子健康保険組合	大阪府
435	大同生命健康保険組合	大阪府
436	大阪装粧健康保険組合	大阪府
437	大阪府建築健康保険組合	大阪府
438	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
439	エクセディ健康保険組合	大阪府
440	山善健康保険組合	大阪府
441	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
442	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
443	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
444	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
445	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
446	ダスキン健康保険組合	大阪府
447	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
448	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
449	グリコ健康保険組合	大阪府

450	大阪府農協健康保険組合	大阪府
451	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
452	デサント健康保険組合	大阪府
453	丸紅連合健康保険組合	大阪府
454	徳洲会健康保険組合	大阪府
455	高島屋健康保険組合	大阪府
456	ペガサス健康保険組合	大阪府
457	住友化学健康保険組合	大阪府
458	P&G グループ健康保険組合	大阪府
459	東和薬品健康保険組合	大阪府
460	i D A 健康保険組合	大阪府
461	日本経営サエラグループ健康保険組合	大阪府
462	ダイワボウHD健康保険組合	大阪府
463	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
464	日本生命健康保険組合	大阪府
465	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
466	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
467	新明和工業健康保険組合	兵庫県
468	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
469	サニーピア健康保険組合	兵庫県
470	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県
471	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
472	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
473	古野電気健康保険組合	兵庫県
474	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
475	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
476	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県

477	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
478	タクマ健康保険組合	兵庫県
479	TOYOTIRE 健康保険組合	兵庫県
480	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
481	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
482	S K 健康保険組合	和歌山県
483	山陰自動車業健康保険組合	島根県
484	倉紡健康保険組合	岡山県
485	中国銀行健康保険組合	岡山県
486	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
487	倉敷中央病院健康保険組合	岡山県
488	マツダ健康保険組合	広島県
489	ソルコム健康保険組合	広島県
490	ウラベ健康保険組合	広島県
491	青山商事健康保険組合	広島県
492	U B E 健康保険組合	山口県
493	大塚製薬健康保険組合	徳島県
494	いよぎんグループ健康保険組合	愛媛県
495	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
496	愛媛銀行健康保険組合	愛媛県
497	井関農機健康保険組合	愛媛県
498	TOTO 健康保険組合	福岡県
499	ふくおかフィナンシャルグループ健康保険組合	福岡県
500	九州電力健康保険組合	福岡県
501	福岡県農協健康保険組合	福岡県
502	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
503	池友会健康保険組合	福岡県

504	肥後銀行健康保険組合	熊本県
505	熊本県自動車販売店健康保険組合	熊本県
506	平田機工健康保険組合	熊本県
507	旭化成健康保険組合	宮崎県
508	センコー健康保険組合	宮崎県
509	沖縄海邦銀行健康保険組合	沖縄県
510	名糖健康保険組合	東京都
511	アビーム健康保険組合	東京都
512	生長会健康保険組合	大阪府
513	佐賀銀行健康保険組合	佐賀県
514	茨城県農協健康保険組合	茨城県
515	川口工業健康保険組合	埼玉県
516	ホンダ健康保険組合	埼玉県
517	千葉県建設業健康保険組合	千葉県
518	オエノンホールディングス健康保険組合	千葉県
519	TOPPAN グループ健康保険組合	東京都
520	富士電機健康保険組合	東京都
521	森永健康保険組合	東京都
522	ブリヂストン健康保険組合	東京都
523	東京実業健康保険組合	東京都
524	全農健康保険組合	東京都
525	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都
526	プラチナ万年筆健康保険組合	東京都
527	ファイザー健康保険組合	東京都
528	三菱電機健康保険組合	東京都
529	DOWA 健康保険組合	東京都
530	東京自動車サービス健康保険組合	東京都

<u>531</u>	<u>東京自動車教習所健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>532</u>	<u>ニチアス健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>533</u>	<u>農林水産関係法人健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>534</u>	<u>経済団体健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>535</u>	<u>ミサワホーム健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>536</u>	<u>東京都情報サービス産業健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>537</u>	<u>栗田健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>538</u>	<u>住友重機械健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>539</u>	<u>PwC 健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>540</u>	<u>YG 健康保険組合</u>	<u>東京都</u>
<u>541</u>	<u>東芝健康保険組合</u>	<u>神奈川県</u>
<u>542</u>	<u>小松マテーレ健康保険組合</u>	<u>石川県</u>
<u>543</u>	<u>澁谷工業健康保険組合</u>	<u>石川県</u>
<u>544</u>	<u>けいじゅ健康保険組合</u>	<u>石川県</u>
<u>545</u>	<u>名古屋鉄道健康保険組合</u>	<u>愛知県</u>
<u>546</u>	<u>ユニーグループ健康保険組合</u>	<u>愛知県</u>
<u>547</u>	<u>滋賀県農協健康保険組合</u>	<u>滋賀県</u>
<u>548</u>	<u>グンゼ健康保険組合</u>	<u>京都府</u>
<u>549</u>	<u>村田製作所健康保険組合</u>	<u>京都府</u>
<u>550</u>	<u>京セラ健康保険組合</u>	<u>京都府</u>
<u>551</u>	<u>クボタ健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>552</u>	<u>野村健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>553</u>	<u>鴻池健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>554</u>	<u>伊藤忠健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>555</u>	<u>京阪グループ健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>556</u>	<u>大阪ニット健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>
<u>557</u>	<u>ダイハツ系連合健康保険組合</u>	<u>大阪府</u>

558	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
559	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
560	象印マホービン健康保険組合	大阪府
561	住商連合健康保険組合	大阪府
562	バイエル健康保険組合	大阪府
563	因幡電機産業健康保険組合	大阪府
564	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
565	ワールド健康保険組合	兵庫県
566	大王製紙健康保険組合	愛媛県

○ 国民健康保険組合

	国民健康保険組合名	所在地
1	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
2	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県
3	全国土木建築国民健康保険組合	東京都
4	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	東京都
5	中央建設国民健康保険組合	東京都
6	全国板金業国民健康保険組合	東京都
7	全国建設工事業国民健康保険組合	東京都
8	建設連合国民健康保険組合	愛知県
9	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
10	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
11	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
12	大分県歯科医師国民健康保険組合	大分県
13	宮崎県歯科医師国民健康保険組合	宮崎県
14	鹿児島県医師国民健康保険組合	鹿児島県